原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第899回

令和2年9月17日（木）

原子力規制委員会

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第899回　議事録

１．日時

令和２年９月１７日（木）１３：３０～１３：５０

２．場所

原子力規制委員会　１３階　会議室Ａ

３．出席者

担当委員

山中　伸介　　原子力規制委員会　委員

原子力規制庁

山形　浩史　　緊急事態対策監

田口　達也　　安全規制管理官（実用炉審査担当）

川﨑　憲二　　安全管理調査官

角谷　愉貴　　管理官補佐

宮本　健治　　管理官補佐

義崎　健　　管理官補佐

皆川　隆一　　主任安全審査官

照井　裕之　　安全審査官

東京電力ホールディングス株式会社

山本　正之　　原子力･立地本部副本部長　兼　原子力設備管理部　部長

松本　純一　　福島第一廃炉推進カンパニープロジェクトマネジメント室長

村野　兼司　　原子力運営管理部　部長

渡辺　冲　　原子力安全・統括部　部長

仲村　光史　　原子力安全・統括部　原子力企画Ｇ　課長

石崎　泰央　　原子力安全・統括部　原子力企画Ｇ　マネージャー

古濱　寛　　原子力安全･統括部品質･安全評価Ｇ　マネージャー

加藤　誠志　　原子力・立地本部　広報Ｇ　マネージャー

大橋　隆　　福島第一廃炉推進カンパニープロジェクトマネジメント室情報マネジメントグループ　課長

星川　茂則　　原子力運営管理部　保安管理Ｇ　マネージャー

吉岡　巌　　原子力運営管理部　保安管理Ｇ　チームリーダー

初田　浩之　　原子力運営管理部保安管理Ｇ　担当

４．議題

（１）東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所の保安規定変更認可申請について

（２）その他

５．配付資料

資料１　７項目の反映に伴う保安規定の変更について（コメント回答）

６．議事録

○山中委員　定刻になりましたので、ただいまから原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合、第899回会合を開催します。

本日の議題は、東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所の保安規定変更認可申請についてです。

本日はプラント関係の審査ですので、私が出席いたします。

本日の会合は、新型コロナウイルス感染症対策のためテレビ会議システムを用いて行っております。

テレビ会議システムでの会合ですので、説明の際には、名前を言った上で、資料上の説明箇所がわかるよう説明し、説明終了時には終了したことが分かるようにお願いします。

音声等が乱れた場合には、お互いにその旨が伝わるようにしてください。

それでは議事に入ります。

資料について説明をお願いいたします。

○東京電力（山本）　東京電力ホールディングスの山本でございます。

本日は、8月26日の原子力規制委員会でご指摘いただきました安全上重要な事項に関するプロセスの公表について、それから、第2条の基本方針における安全文化の記載につい

て、以上の2点の指摘について、回答、御説明いたします。

○東京電力（仲村）　東京電力ホールディングスの仲村のほうから説明をしたいと思います。

資料1に基づきまして御説明のほうをいたします。

今回、この7項目の範囲に伴う保安規定のコメント回答、先ほども冒頭で申し上げましたように、今回、8月26日の原子力規制委員会、こちらで2点ご指摘いただいておりますので、この点について回答していきたいと思います。

それでは、具体的な回答内容のほうに移りたいと思います。

めくっていただきまして、4ページのほうを御覧ください。

4ページのほうでは、まず最初の指摘事項といたしまして、安全上重要な事項の決定に関するプロセスをタイムリーに公開していくという点になります。

こちらに関しましては、もともと当社のほうといたしましては、トラブルの発生ですとか、安全に対する取組、こういったものについては、これまでも安全上重要な事項といたしまして、情報公開等を実施してきております。

ただ、今回御指摘いただいた点は、今回の保安規定の見直しにおきましては、この重要なリスク情報に対する社長の責任等、これらについて明確化を図ったものの、それに関連しまして、透明性、これについても確保するよう御指摘をいただいたものと理解しております。

ですので、今回、その指摘を踏まえまして、2点、保安規定条文を見直したいと思っております。

一つ目ですけども、まず一つ目は、第2条のほうになります。

第2条には、今回、この7項目を踏まえました基本姿勢を書いておるんですが、こちらの中で、この重要なリスク情報に対する公表について書き込みたいと思います。

それから、二つ目ですが、今後、公表していくことについては、この具体的な運用に展開していけるように、こちらについては、第3条、ここが品質保証について決めておりますので、この中で要求事項として記載をしてきたいと思います。

また、これらに関連しまして、具体的な業務の内容につきましても本日御説明しようと思いますので、先の審査会合でも使いましたこの添付資料3というものの見直しを行っていますので、これを使いまして御説明のほうをしたいと思います。

まずは、めくっていただきまして、5ページ、6ページになります。

5ページ、6ページは、この保安規定の第2条、基本姿勢の記載ぶりになります。

今回いただいた御指摘につきましては、6ページのほうになります。

6ページの4.不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取組を実施する、この中に反映をしようと思います。

具体的には、1行目の後半からになりますが、「重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行う」と、前回出しておりますが、これに書き加えまして、「行うとともに、その内容を社会に速やかに発信する。」ということを付け加えます。

こちらが、まず第2条の見直し内容です。

続きまして、7ページになります。

7ページは、第3条、品質保証のほうの見直しになります。

ここでは、7.2.3、外部とのコミュニケーションという項がありますので、この中に反映をいたします。

これまでですと、d項、原子力安全に関する必要な情報を確実に提供するという表現があるんですが、特に、ここから切り分けをしてc項を設置いたします。

c項の中では、この重要なリスク情報への対応（意思決定プロセスを含む）、これを含めまして、社外に速やかに、かつ確実に提供するという旨をこの中に記載いたします。

以上が、保安規定の条文の内容の提案になりますけれども、具体的な業務につきましては、13ページの添付資料3で御紹介します。

添付資料3のほうですけども、見直しした箇所の御説明をしていきます。

まずはじめに、14ページと15ページ。こちらのほうでは、リスク情報に関する基本的な考え方を書いてあるものです。

ですので、この14ページと15ページの中でも、速やかに社会に発信していくということを書き加えております。

続きまして、具体的な内容のほうにつきましては、32ページから3ページにかけて作成をしております。

まず初めに、32ページですけれども、タイトルとしましては、10.対応状況の社会への発信ということで、3枚準備をいたしました。

今回、この重要リスク情報について発信していくんですが、その意思決定プロセスを含めてタイムリーに公開する。これをやれるように、下記のとおり運用を考えております。

まず一つ目としては、日常的な対応というふうに整理しました。

これについては、ある意味、個別に、即座に対応してくという流れになります。

具体的には、この措置の決定したあと、それから、その措置が完了したあと、それぞれの段階おきまして、リスク情報に関する対応状況を社会に発信していきます。

このリスク情報の対応状況といたしましては、措置の実施計画ですとか、措置の実施結果、あとは、加えて、この意思決定プロセスというものを併せていきます。

この意思決定プロセスにつきましては、この※1のほうで定義をいたしました。

意思決定プロセスというのは、まずは、措置の決定に至るまでのプロセス、それと、この措置の完了が確認できるというところ、ここまでの一連を早急にいたしました。

具体的な情報といたしましては、情報の入手、それから、重要なリスクとした判断、あとは、社長等への報告、それから、措置の決定及び完了確認、こういったことに関する内容と、ある意味、いつ実施したのかが分かるように、この実施日等を情報として入れていきます。これが日常的な対応になります。

それから、もう一つは、定期的な対応というものを定義いたしました。

今後になりますけれども、安全性向上評価届出書を作っていくんですが、この中では、自主的な安全性向上対策、これらも含めて取りまとめまして、作成、提出後、速やかにこれらも発信していこうと思っています。

また、発電所によりましては、この届出書も作成の対象となっていないこともありますので、そういったケースにつきましては、我々がこの定期的な公表の場を活用して社会に発信をしていきたいというふうに考えております。

めくっていただきまして、33ページを御覧ください。

33ページでは、具体的にどういった情報が発信されるかということをイメージしたものになります。

左の列のほうで、対象施設、件名、それから概要というふうにしています。

この概要の中では、このリスク情報に関する内容を記載するとともに、先ほど申し上げましたような意思決定プロセスが分かるように時系列を書いていきます。時系列としましては、情報の入手、社内の報告、措置の決定、こういったものが該当いたします。

それから、その下の段としましては、この重要なリスク情報として判断した根拠、それから、実際に、そのリスク情報に対する措置の内容と、その実施計画。このようなことを整理して公表して参りたいと思います。

また、具体的な部分で図ですとか詳細資料が必要であれば、それは適宜、資料を添付してまいりたいと思います。

それから、青字で付記しましたが、今紹介したイメージのほうは措置の決定の段階ですのでは、措置が実際に完了した後には、意思決定プロセスがさらに追記されます。それから、併せて、措置の実際にやった結果、実績が追加されることになります。

続いて、34ページになります。

34ページに記載しましたのは、これは、当社の中で、社会への発信に対する社内ルールを抜粋して記載したものです。

下の表を御覧いただければと思いますけれども、当社としましては、この法令に関する報告ですとかトラブル情報等、これまでも、こういった対象の整理をして公表等をしてまいりました。

今回の件を踏まえますと、この赤字になっている部分、この安全上重要な事項として、この重要なリスク情報につきましても今後は社内ルール中に明確に図っていて対応してまいりたいと思っております。

以上が、指摘事項1に関する内容になります。

また本文8ページにお戻りください。

8ページのほうでは、指摘事項の2番目になります。

この安全文化に関する記載、2の見直しについてです。

こちらについては、再度考えていただきたいということを踏まえまして、今一度、その現状の確認等を行いました。

今年度の初めに法改正等がありまして、その際には、この品管規則ですとか、その解釈等が整備されております。それに併せて、我々も保安規定の整理をしまして、その中では、この安全文化に関しましては保安規定の第3条、品質マネジメントシステム計画の中で変更をかけておりまして、健全な安全文化の育成及び維持、これについて第3条の中で運用するというふうに定めております。

また、第2条に関しましては、これらの改正等を通じて何か要求事項が変わったというものはありませんでしたので、逆にいうと、直接の要求はなくなったという、そのような状況になっています。

ですので、今回頂いた指摘を踏まえまして、我々としましては、この第3条の記載と整合を図って見直すのがいいというふうに判断をいたしました。実際その見直しをしました

条文のほうは9ページになります。

9ページのほうですけれども、最初は、この上の3行目のところに「安全文化を基礎とし」というふうに書いていたんですが、ここを見直しまして、その下、「健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを含めた、適切な品質保証活動に基づき実施する」と、このような文章に見直しをしたいと思います。

こちらからの説明は以上になりますので、審査のほうをよろしくお願いします。

以上です。

○山中委員　それでは、質疑に移ります。質問、コメントはございますか。

○照井安全審査官　規制庁の照井です。

公表のタイミングと、あと、仕方について、何点か確認をさせていただきます。

パワーポイント資料34ページのところ、まず、重要なリスク情報のところでの確認ですけれども、今、この34ページのほうで言うと、上の四角二つ目のところで、重要な事項については各段階で速やかに公表するようにする。それについては、定例の記者会見、内容によっては臨時会見等で公表するというふうに記載されていますけども、定例記者会見で公表すると、これは月例でやられているものかと思いますけども、そこの場で公表するとした意図とかがあれば御説明ください。

○東京電力（仲村）　東京電力ホールディングスの仲村です。

もともと、当社の中では、さまざまな、こういった公表活動はこれまでも実施してきております。

ですので、タイミングが合えば、当然ながらそういったことを活用しながらやっていきたいと思っています。

併せて、ただ、タイミング合わないとか、そういったケースも当然ございますので、そういった場合については臨時会見を当然活用して進めていきたいと思っております。

以上です。

○照井安全審査官　規制庁の照井です。

御説明は理解しました。

例えば、公表の方法として、会見だけではなくて、例えばホームページに公表する。それこそ、上のポツに書いてあるように、不適合情報、軽微なものであればホームページで公開とかということもあるので、迅速性という意味ではホームページに公開するということもあり得るのかなと思いますけども、それを、会見の場でというふうにした理由みたい

なものがあれば説明してください。

○東京電力（仲村）　東京電力ホールディングスの仲村です。

今回やろうとしている内容は、この重要なリスク情報ということになりますので、ある意味で、社会的な関心も高いのではないかと考えております。

そういった意味では、会見の場等を使ってきちんとした説明が付与されるほうがよりいいというふうに、現状は判断しております。

以上です。

○照井安全審査官　規制庁の照井です。

御説明は理解しました。

重要なリスク情報ということで、説明責任を果たすためにも会見の場できちんと説明したほうがいいということで、今こういうことを考えているということは理解しました。

その上で、タイミングのほうで、32ページの、ここで日常的な対応と定期的な対応ということで記載されているんですけれども、日常的な対応のほうは、今、御確認させていただきましたが、もう一つの定期的な対応というところで、安全性向上評価届出書については法令上も提出期間が決まっているので何となくイメージが付くんですけど、それ以外のものについて、現状の定期的な対応として、どれぐらいの頻度でやろうとしてるのかというところの考え方があれば説明をお願いします。

○東京電力（石崎）　東京電力ホールディングスの東京電力ホールディングス石崎です。

これまでも自主的な安全性の向上に関しましては、臨時の会見や定例の会見、それからホームページ等々で、社会的関心度に応じで公表させていただいてきているわけですけども、そういったものも、今後としても基本的には同様だと考えておりますが、ただ、適合炉の安全性向上評価届出書を出す、こういったタイミングとある程度同期しながら、ほかのプラントの状況についても公表するのがいいのではないかなというふうには考えてございます。

以上です。

○照井安全審査官　規制庁の照井です。

そうすると、その他の発電所についても安全性向上評価届出書と同様に、大体1年程度ぐらいで取りまとめて公表するようになると、そのように理解すればよろしいですか。

○東京電力（石崎）　東京電力ホールディングス石崎です。

同程度ということですので、それぐらいの間隔かなというふうに考えてございます。

○照井安全審査官　規制庁の照井です。

定期的な対応のほうについても、概ね1年程度ぐらいでということで公表されていくということで理解しました。

今確認させていただいた内容については、その趣旨というのが資料上は見えないような形になっておりますので、内容についてはもちろん理解をしましたので、いずれかのタイミングで、少し付記をしていただき、資料についてもリバイスをしていただければというふうに思います。

私からは以上です。

○東京電力（石崎）　東京電力ホールディングスの石崎です。

了解いたしました。

○山中委員　そのほか、何かございますか。

○山形緊急事態対策監　規制庁の山形ですけど、今のに関連した質問ですけれども、安全性向上評価書は、それは将来出てくるかもしれないし、ずっと出てこないかもしれないですけども、いずれにしても、安全性向上評価書が出されていない、出す必要がない期間というのはどうなるんでしょうか。

○東京電力（石崎）　東京電力ホールディングス石崎です。

安全性向上評価届出書ということで記載をさせていただいておりますけども、重要なリスク情報の公表は、逐次、速やかなタイミングでやっていくことですし、その前提となるその他の情報についても処理して、自主的な改善がある場合は、そういったものもある程度定期的に公表してくということが重要と考えますので、必ずしも安全性向上評価届出書を待ってということではないかなというふうに考えますので、それについても、先ほどお話があったとおり、例えば1年程度、そういったことを考えながら、それぐらいの期間で公表するということが妥当かなというふうに考えてございます。

以上です。

○山中委員　よろしいですか。

そのほか、何かございますか。

○田口安全規制管理官　規制庁、田口です。

今日の資料は、前回、私のほうから、伴委員の指摘をお伝えして資料作成をお願いしましたけれども、この資料で私どもからお伝えしたことについては回答されているというふうに審査チームとしては考えますので、また速やかに委員会にお諮りして、委員の間で御

審議をいただきたいと思っています。

私からは以上です。

○山中委員　そのほか、何かございますか。よろしいですか。

東京電力から何かございますか。

○東京電力（仲村）　東京電力ホールディングスの仲村です。

こちらからは、特にございません。

以上です。

○山中委員　よろしいでしょうか。

本日は、伴委員から出た二つのコメントについて御回答いただいたと考えております。

先ほどございましたように、改めて委員会で審査会合の内容について報告し、委員の間で議論をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上で議題を終了いたします。

本日予定していた議題は以上です。今後の審査会合の予定については、9月18日金曜日に地震・津波関係（公開）の会合を予定しております。

第899回審査会合を閉会いたします。